

北広島町農業委員会第27回総会議事録

事務局 (第27回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

17 番 9月14日に地区担当推進委員と現地調査を行い、譲受人と同居する譲渡人より説明を受けました。譲渡人は父の代からも父が元気な間に経営以上をされており、これに倣って自身の息子へ経営以上したいということで、今回申請をされたものです。譲受人は現在、町内事業所へ勤務しながら、お休みの日には農作業を中心となって譲渡人と一緒に従事されている姿を平素より見えています。このことから、機械・労働力・技術も問題ありません。周辺営農に対する影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

2 番 農業経営面積と、今回申請の移譲面積との間に差があるようにみられるが、譲受人に残る農地もあるのは、何か理由があるのか。

17 番 以前、近隣の農地を譲り受けた農地であると思われます。

事務局 平成31年2月20日に農地法第3条で譲り受けになった農地の面積、あわせて、地元の機械利用組合の農業用倉庫について農業用施設届を受理している土地にかかるものです。

2 番 事務局の指導で今回の申請から除かれたのか、本人が自主的に外されたのか。

事務局 行政書士を通じて提出されており、事務局からの指導ではありません。

会長 他にございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 9 月 1 2 日に 8 番委員と地区担当推進委員と 3 名で現地確認調査を行い、譲受人より説明を受けました。内容は議案書摘要欄の通りです。譲受人は建築業を親子で営んでおられ、申請地を資材置場としたいということで申請されています。申請地は、20 年来、耕作がされていない畑です。周囲の農地も同様の管理状態で、耕作はしておられません。したがって、周辺営農に対する影響はありません。排水についても、水路が県道沿いにあり、自然流下で問題が無いということを確認しています。以上のことから、許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 2 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号 3 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

4 番 9 月 1 3 日に 8 番委員と地区担当推進委員と 3 名で現地確認調査を行いました。内容は議案書摘要欄の通りです。現地調査に先立ち、9 月 1 1 日に譲渡人が帰省された際に、私が一人で面談を行いました。以前から空き家バンクに登録されておられ、今回、売買が成立したという中におきまして、適正化を図るために、始末書を添付して申請されたとの説明でした。周辺の農地には影響はありません。以上のことから許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

5 番 9月17日に13番委員と地区担当推進委員と現地確認調査を行いました。内容は議案書摘要欄の通りです。譲渡人は遠方に居住されているため、電話で確認しています。譲受人にも電話で確認しています。現在、申請地は休耕中で、草が茂っています。転用面積も事業規模に見合った面積です。周辺の営農への支障はありません。以上のことから許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 9月9日に9番委員と地区担当推進委員で現地確認調査を行いました。申請地の近傍にある居宅に3世代で住んでおられます。そのため、議案書摘要欄の通り、手狭となってきたため、申請地に祖母名義の土地を貸借によって新居を構えたいとする申請です。周辺には代替する土地が他に無いことから、選定されています。周辺の営農への支障はありません。以上のことから許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

10 番 申請地と、現在の居宅の間に農地があるが、田として残されるのか。

職務代理者 計画には入っていませんので、残されます。現況はハウスを建て、畑として利用されている。

会 長 他にございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 9月9日に9番委員と地区担当推進委員で現地確認調査を行いました。内容は、議案書摘要欄の通りです。譲渡人の子の妻と、譲受人の妻が知人という関係であり、知人から申請地を譲り受けることになったと聞いています。計画面積は広いけれども、計画の内容から1筆を譲り受けることで仕方がないと思われます。周辺の営農への支障はありません。以上のことから許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地改良届について

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 9月17日に16番委員と地区担当推進委員で現地確認調査を行いました。内容は議案書摘要欄の通りです。始末書が添付されています。当該農地については、昨年、支所窓口で誰か耕作者がいないかという相談があったそうですが、ほ場整備もしていない、進入路も狭く、小さい機械しか入らないところであるので、ちょっと無理なのではないかという話しをしていましたが、区画整備して進入路が確保されたら耕作して

もいいという担い手があったことから申請人が地元の建設会社に発注され、現在までにほとんど整備が済んでいます。7反に近い田となり、進入路も整備されておりました。今月中には完了するのではないかと見られます。以上のことから、届出受理妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会 長 議案書に記載のとおり、県外に居住されているのか。

3 番 先代は地元におられたましたが、田は県外に住む申請人が相続で取得されたものです。これまで耕作されてきた方が高齢で作れなくなったことから、去年は草刈りだけをお願いされ、保全管理されていました。自己負担による農地改良をされたうえで、耕作できる方をお願いされる見込みです。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について届出を受理することに賛成される委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第4号 非農地証明申請について

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16 番 5月12日、3番委員と地区担当推進委員とで現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。申請人は町外におられるため電話連絡して、聴き取りしました。以前居住されていた家の裏が申請地となっていますが、農地パトロールでもB分類に判定しており、このたびの調査にあたって、事務局に確認しました。昨年、非農地判断を取り下げてほしい旨の申出を受けて農地台帳に残置したとのことでした。このたびは、家と一緒に申請地を譲り渡すので農地以外の地目としたいとのことで申請されています。申請地の周辺農地を含め、長年耕作されず草が生い茂り原野化しております。したがって調査の結果、農地への復元困難であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 前回、取り下げられた理由は何だったのか。

事 務 局 申請地については、農地パトロールの結果を受けて非農地判断の対象とするリストにあ

がっていましたが、過去の換地処分が間違っているので申請地を農地に復元してでも解決したい、申請地と相手の農地を交換することにしたから非農地にされては困る。とする申し出を受け、農地台帳に残置するに至っています。

5 番 図面番号8-1にある名前と、図面番号8-2に記載されている土地の所有者の名前が違うのはなぜですか。

16 番 もともとは、先代が住んでおられましたが、町外におられる娘さんが相続されています。

会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農地利用集積計画(元・24)について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会 長 番号7番と番号8番について、利用権の設定を受ける方は、町外の方ですが、通作されるということですか。

事 務 局 町外の農業委員さんが直接、利用権設定申出書を持参されました。町外でも現在農家として耕作されているとお話しされていたと記憶しています。通作により耕作されるということでした。

会 長 他にご質問ご意見はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

議案第6号 北広島町農業委員会農地利用最適化推進委員
の委嘱等に関する規則の改正について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件についてご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって改正することに決定しました。

議案第7号 別段の面積の見直しについて

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げて説明。）

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会 長 随分と検討を重ねた結果、昨年の10月からということで下限面積を見直したということですが、資料から該当件数をみても0.01アールにしたことで14件、その中で空き家バンクの関連は4件となっており、空き家バンクに特化していたら、この4件しか該当しなかった。あとの10件については、申請もできなかった状況がみられますが、一年やってきて問題点等々が大きくあれば、また見直しをするということになるわけですが、みなさん方の意見を集約した中で、随分と良かったとすることご意見が各地区で出されたというふうに思っております。何ら問題が無ければ現行の別段の面積の見直しは行わないことにしたいと思っておりますが、みなさん方のご意見をお聞かせください。

委 員 （異議なし）

会 長 異論はない、ということです。毎年、この形を踏襲していくということになり、必要があれば、見直しをしていくということになります。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。現行の別段の面積の見直しは行わないということでご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって現行の別段の面積の見直しは行わないことに決定しました。

議案第8号 農業振興地域整備計画の一部変更について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 今回は、町の意見聴取が遅くなった具体的な理由を聞かせてもらいたい。

事 務 局 町長部局の話になりますので、農林課長から答えさせていただきます。年3回ほど農振のほうは受付して迅速な処理をするということにしておりますけれども、県にも事前協議をするわけですが、県との事前協議がなかなか進まなかったのもある程度影響があります。いずれにしても事務的なところで遅れが生じ、このたびの農業委員会の審議のほうにご迷惑をおかけしたことについては、深くお詫びを申し上げたいと思います。

会 長 非農地通知にかかるものが随分多いので、これがかなり負担が大きいと思われま。農業委員会としては、それなりの調査を重ねたものを渡していますので、同じ農林課の中で事務の重複することを見られる場合も考えられる。簡素化できるところについても検討してもいいと思われま。

事 務 局 事務については、簡素化するという方法が重要だと思っております。一方で、農業委員会の許可については農地法でございますし、農振については農業振興地域の整備に関する法律にのっとったかたちですすめております。人員等も減っている状況でございますので、事務に関しては確実かつスピーディにやっていきたいと考えております。

2 番 非農地通知を先にあって、その後、農振に入っていた場合は行政内部で処理をするという、事後になるのか。一般的な法令案件では農振を先に除外しないと転用受付をしないというのがルールであるが、非農地通知の案件については、現実にそこが逆になるということか。

事 務 局 非農地判断は、農地法に基づく利用状況調査や荒廃農地の発生状況に関する調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であって、農地への復元が困難とする現況であると農業委員会が判断したものは、農地台帳か

ら除外することとされています。たとえ、農用地区域内の農地であっても非農地判断され得ることを前提に規定されているところです。農振農用地区域からの除外は、町が農振計画において指定を外すというということで、県と協議して、縦覧公告していくものですが、非農地とされた土地については、農用地区域から除外することで周辺営農に悪影響を及ぼすなどのおそれがあったり、農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがあるものなどの場合は、農用地区域に残置することが適当であるとする農振サイドの通知があります。

なお、非農地証明は農業委員会固有の業務ですが、農地法によらない行政サービスです。運用にあたっては、県の農地法に関する各種証明事務ガイドラインを指針としています。農振農用地区域に指定されている農地については、非農地証明できる農地から除かれています。このことから、所有者からの申請が必要な非農地証明においては、従来より農振農用地区域からの除外手続きを先に行われるよう取り扱っています。

- 15 番 コンビニの案件については、今後、4条5条の申請が出てくるものとして捉えてもいいのか。
- 事務局 農地転用や非農地証明をされたいという案件にあつては農用地区域からの除外をもって今後、申請されることを含めおいて、審議していただきたいと考えます。
- 会長 その他ご意見ご質問はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農業振興地域整備計画の一部変更について可として意見を述べてよいと思われる挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって改正することに決定しました。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩